

鴨川市小学校通学路危険ブロック塀等安全対策費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年8月29日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市告示第132号

鴨川市小学校通学路危険ブロック塀等安全対策費補助金交付要綱の一部を改正する告示

鴨川市小学校通学路危険ブロック塀等安全対策費補助金交付要綱（平成31年鴨川市告示第80号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鴨川市危険ブロック塀等安全対策費補助金交付要綱

第1条中「から児童を守る」を「を防止する」に、「鴨川市小学校通学路危険ブロック塀等安全対策費補助金」を「鴨川市危険ブロック塀等安全対策費補助金」に改める。

第2条第1号に次のただし書を加える。

ただし、万年塀（鉄筋コンクリート製の支柱及びコンクリート平板を組み合わせて造られた塀をいう。）その他の特殊な構造の塀を除く。

第2条第2号中「小学校通学路等に面するコンクリートブロック塀等の点検調査実施要領に基づいて千葉県が実施する調査の対象となるブロック塀等で、当該調査において地震等で倒壊するおそれがあると判断された」を「道路等に面し、道路面からの高さ（道路面上にブロック塀等の下部に設置された基礎又は擁壁がある場合は、その基礎又は擁壁の高さを含む。）が1.2メートルを超えるブロック塀等であって、第7条の規定による事前調査において危険であると判定された」に改める。

第2条第4号を次のように改める。

（4）道路等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条及び道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路その他一般交通の用に供する道で不特定多数の者が通行するものとして市長が認めるものをいう。

第3条中「末日」を「2月末日」に改める。

第4条中「危険ブロック塀等を所有し、又は管理している者その他これに類する者として市長が認める」を「次に掲げる要件を満たす」に改め、同条に次の各号を加える。

- （1）危険ブロック塀等を所有し、又は管理している個人であること。
- （2）市税等を滞納していないこと。
- （3）同一敷地内の危険ブロック塀等について、この告示に基づく補助（鴨川市小学校通学路危険ブロック塀等安全対策費補助金交付要綱の一部を改正する告示（令和7年鴨川市告示第 号）による改正前の鴨川市小学校通学路危険ブロック塀等安全対策費補助金交付要綱に基づく補助を含む。）を受けていないこと。

第4条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助の対象としない。

- （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のアからウまでのいずれかに該当する行為(イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人その他の団体にあっては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

第6条第1項中「小学校通学路等」を「道路等」に改める。

第12条を第13条とする。

第11条中「鴨川市小学校通学路危険ブロック塀等安全対策費補助金交付請求書(別記第6号様式)」を「鴨川市危険ブロック塀等安全対策費補助金交付請求書(別記第9号様式)」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「末日」を「2月末日」に、「鴨川市小学校通学路危険ブロック塀等安全対策費補助金事業実績報告書(別記第5号様式)」を「鴨川市危険ブロック塀等安全対策費補助金事業実績報告書(別記第8号様式)」に改め、同条を第11条とする。

第9条第1項中「鴨川市小学校通学路危険ブロック塀等安全対策費補助金事業変更(中止・廃止)承認申請書(別記第3号様式)」を「鴨川市危険ブロック塀等安全対策費補助金事業変更(中止・廃止)承認申請書(別記第6号様式)」に改め、同条第2項中「鴨川市小学校通学路危険ブロック塀等安全対策費補助金事業変更(中止・廃止)承認・不承認通知書(別記第4号様式)」を「鴨川市危険ブロック塀等安全対策費補助金事業変更(中止・廃止)承認・不承認通知書(別記第7号様式)」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「鴨川市小学校通学路危険ブロック塀等安全対策費補助金交付・不交付決定通知書(別記第2号様式)」を「鴨川市危険ブロック塀等安全対策費補助金交付・不交付決定通知書(別記第5号様式)」に改め、同条を第9条とする。

第7条第1項中「当該年度の11月20日」を「市長が定める期日」に、「鴨川市小学校通学路危険ブロック塀等安全対策費補助金交付申請書(別記第1号様式)」を「鴨川市危険ブロック塀等安全対策費補助金交付申請書(別記第3号様式)」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) ブロック塀等の現況のカラー写真(全景及び危険箇所が分かるもの)

第7条第1項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 市税等の納付状況調査同意書(別記第4号様式)

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(事前調査)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条の規定による補助金の交付の申請をする前に、当該ブロック塀等について事前調査を受けなければならない。

2 前項の規定により事前調査を受けようとする者は、鴨川市危険ブロック塀等安全対策費補助金事前調査申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1） ブロック塀等の位置が分かる案内図

（2） その他市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の申請書の提出があったときは、現地調査を行い、ブロック塀等が危険であるか否かを判定し、その結果を鴨川市危険ブロック塀等安全対策費補助金事前調査結果通知書（別記第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和11年3月31日」に改め、同項ただし書を削る。

別記第6号様式中「第11条」を「第12条」に、「鴨川市小学校通学路危険ブロック塀等安全対策費補助金交付請求書」を「鴨川市危険ブロック塀等安全対策費補助金交付請求書」に、「鴨川市小学校通学路危険ブロック塀等安全対策費補助金に」を「鴨川市危険ブロック塀等安全対策費補助金に」に改め、同様式を別記第9号様式とする。

別記第5号様式中「第10条」を「第11条」に、「鴨川市小学校通学路危険ブロック塀等安全対策費補助金事業実績報告書」を「鴨川市危険ブロック塀等安全対策費補助金事業実績報告書」に改め、同様式を別記第8号様式とする。

別記第4号様式中「第9条関係」を「第10条関係」に、「鴨川市小学校通学路危険ブロック塀等安全対策費補助金事業変更（中止・廃止）承認・不承認通知書」を「鴨川市危険ブロック塀等安全対策費補助金事業変更（中止・廃止）承認・不承認通知書」に、「鴨川市小学校通学路危険ブロック塀等安全対策費補助金交付要綱第9条第2項」を「鴨川市危険ブロック塀等安全対策費補助金交付要綱第10条第2項」に改め、同様式を別記第7号様式とする。

別記第3号様式中「第9条」を「第10条」に、「鴨川市小学校通学路危険ブロック塀等安全対策費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書」を「鴨川市危険ブロック塀等安全対策費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書」に改め、同様式を別記第6号様式とする。

別記第2号様式中「第8条」を「第9条」に、「鴨川市小学校通学路危険ブロック塀等安全対策費補助金交付・不交付決定通知書」を「鴨川市危険ブロック塀等安全対策費補助金交付・不交付決定通知書」に、「鴨川市小学校通学路危険ブロック塀等安全対策費補助金に」を「鴨川市危険ブロック塀等安全対策費補助金に」に改め、同様式を別記第5号様式とする。

別記第1号様式中「第7条」を「第8条」に、「鴨川市小学校通学路危険ブロック塀等安全対策費補助金交付申請書」を「鴨川市危険ブロック塀等安全対策費補助金交付申請書」に、「鴨川市小学校通学路危険ブロック塀等安全対策費補助金の」を「鴨川市危険ブロック塀等安全対策費補助金の」に、「（3） 施工前の危険ブロック塀等のカラー写真」を「（3） ブロック塀等の現況のカラー写真（全景及び危険箇所が分かるもの）」に、「（5） その他市長が必要と認める書類」を

「（5） 市税等の納付状況調査同意書（別記第4号様式）

（6） その他市長が必要と認める書類

に改め、同様式を別記

第3号様式とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第4号様式（第8条関係）

市税等の納付状況調査同意書

年 月 日

（宛て）

鴨川市長

申請者 住所

氏名 ⑩

電話番号 ()

鴨川市危険ブロック塀等安全対策費補助金の交付の申請に当たり、私は下記の市税等について滞納がないことを誓約します。また、補助対象者の資格の審査のために必要な事項（市税等の納付状況及び住民基本台帳）について、鴨川市が調査することに同意します。

記

市税等 市税（市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。）、介護保険料、後期高齢者医療保険料、一般廃棄物処理手数料、市営住宅の家賃、学校給食費、水道料金並びに本市が設置する幼稚園、保育所及び認定こども園に係る保険料
附則の次に次の2様式を加える。

別 記

第1号様式（第3条関係）

鴨川市危険ブロック塀等安全対策費補助金事前調査申請書

年 月 日

（宛て）

鴨川市長

申請者 住所

氏名 ⑩

電話番号 ()

鴨川市危険ブロック塀等安全対策費補助金交付要綱第7条第1項の規定によりブロック塀等について事前調査を受けたいので、同条第2項の規定により次のとおり申請します。

ブロック塀等	所在地	鴨川市
	種類	☐ コンクリートブロックを積み上げて構成される塀

別 記

第 1 号様式（第 3 条関係）

鴨川市危険ブロック塀等安全対策費補助金事前調査申請書

年 月 日

（宛て）

鴨川市長

申請者 住所

氏名 ⑩

電話番号 ()

鴨川市危険ブロック塀等安全対策費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定によりブロック塀等について事前調査を受けたいので、同条第 2 項の規定により次のとおり申請します。

ブロック塀等	所在地	鴨川市		
	種類	☐ コンクリートブロックを積み上げて構成される塀 ☐ 石を積み上げて構成される塀 ☐ れんがを積み上げて構成される塀 ☐ その他の塀 ()		
ブロック塀等の概要	☐ 築造年月 年 月頃	道路面からの最高高さ 約 m	道路等に面する長さ 約 m	
	☐ 不明			
添付書類	(1) ブロック塀等の位置が分かる案内図 (2) その他市長が必要と認める書類			

備考

- 1 補助金の交付対象となる工事を実施する場合は、別途補助金の交付申請手続等が必要となります。
- 2 ブロック塀等の築造年月は、同一敷地内の建築物が建築された日又は登記された日を参考に記入してください。

第2号様式（第7条関係）

鴨川市危険ブロック塀等安全対策費補助金事前調査結果通知書

第 号
年 月 日

様

鴨川市長



年 月 日付けで申請のあった事前調査について、下記のとおり判定したので、鴨川市危険ブロック塀等安全対策費補助金交付要綱第7条第3項の規定により通知します。

記

- 1 危険ブロック塀等と判定する
- 2 危険ブロック塀等と判定しない
(理由)

第3号様式（第8条関係）

鴨川市危険ブロック塀等安全対策費補助金交付申請書

年 月 日

(宛て)
鴨川市長

申請者 住所
氏名 ⑩
電話番号 ()

年度鴨川市危険ブロック塀等安全対策費補助金の交付を受けたいので、鴨川市補助金等交付規則第3条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付申請額 円
- 2 補助事業の目的
- 3 補助事業の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 事業計画

(1) 危険ブロック塀等に関する事項

所有者	☐ 申請者本人 ☐ 申請者以外の者（所有者の同意書を添付すること） 住所 氏名 申請者との関係
所在地	鴨川市
安全対策の内容	☐ 全部撤去 ☐ 一部撤去（高さ40cm以下にする工事）
延長（複数の道路に面する場合は、路線ごとに延長を記載）	路線 ア ____ m（小数点第3位以下切捨て） 路線 イ ____ m（小数点第3位以下切捨て） 路線 ウ ____ m（小数点第3位以下切捨て） 路線 エ ____ m（小数点第3位以下切捨て）

(2) 施工業者に関する事項

所在地（住所）	
名称（氏名）	
代表者氏名 ※法人の場合	
電話番号	()

(3) 交付申請額の算定

区分	金額（円）	内容
----	-------	----

補助対象経費の額 A		事業費
路線別補助額		
路線 ア		1 万円×延長（上限 10 万円）
路線 イ		1 万円×延長（上限 10 万円）
路線 ウ		1 万円×延長（上限 10 万円）
路線 エ		1 万円×延長（上限 10 万円）
路線別補助額の合計 B		路線アイウエの合計
交付申請額		A又はBのいずれか低い額

備考 A又はBに 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を記載してください。

5 添付書類

- (1) 付近見取図
- (2) 撤去する危険ブロック塀等の位置及び寸法を記入した図面
- (3) ブロック塀等の現況のカラー写真（全景及び危険箇所が分かるもの）
- (4) 補助事業に要する費用の見積書の写し
- (5) 市税等の納付状況調査同意書（別記第 4 号様式）
- (6) その他市長が必要と認める書類

第4号様式（第8条関係）

市税等の納付状況調査同意書

年 月 日

（宛て）

鴨川市長

申請者 住所

氏名

⑩

電話番号 ()

鴨川市危険ブロック塀等安全対策費補助金の交付の申請に当たり、私は下記の市税等について滞納がないことを誓約します。また、補助対象者の資格の審査のために必要な事項（市税等の納付状況及び住民基本台帳）について、鴨川市が調査することに同意します。

記

市税等 市税（市民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税をいう。）、介護保険料、後期高齢者医療保険料、一般廃棄物処理手数料、市営住宅の家賃、学校給食費、水道料金並びに本市が設置する幼稚園、保育所及び認定こども園に係る保険料

第 5 号様式（第 9 条関係）

鴨川市危険ブロック塀等安全対策費補助金交付・不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

鴨川市長



年 月 日付けで申請のあった鴨川市危険ブロック塀等安全対策費補助金について、鴨川市補助金等交付規則第 4 条の規定により下記のとおり決定したので、通知します。

記

- 1

交付決定額

円
- 交付の条件
- 2

不交付
- 理由

第 6 号様式（第10条関係）

鴨川市危険ブロック塀等安全対策費補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

（宛て）

鴨川市長

申請者 住所

氏名

⑩

電話番号 （ ）

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定のあった補助事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、鴨川市補助金等交付規則第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の内容
- 2 変更（中止・廃止）の理由
- 3 添付書類

第 7 号様式（第10条関係）

鴨川市危険ブロック塀等安全対策費補助金事業変更（中止・廃止）承認・不承認通知
書

第 号
年 月 日

様

鴨川市長



年 月 日付けで申請のあった補助事業の変更（中止・廃止）について、
下記のとおり決定したので、鴨川市危険ブロック塀等安全対策費補助金交付要綱第 10 条
第 2 項の規定により、通知します。

記

1 承認

（1） 決定の内容

（2） 交付決定額	変更前	円
	変更後	円

2 不承認

理由

第 8 号様式（第11条関係）

鴨川市危険ブロック塀等安全対策費補助金事業実績報告書

年 月 日

(宛て)
鴨川市長

報告者 住所
氏名 ⑩
電話番号 ()

年 月 日付け 第 号をもって交付の決定のあった補助事業が完了したので、鴨川市補助金等交付規則第 12 条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 交付決定額 円
2 補助事業の目的
3 補助事業の期間 年 月 日から 年 月 日まで
4 補助事業の実績

区分	金額（円）	内容
補助対象経費の額 A		事業費
路線別補助額		
路線 ア		1 万円×延長（上限 10 万円）
路線 イ		1 万円×延長（上限 10 万円）
路線 ウ		1 万円×延長（上限 10 万円）
路線 エ		1 万円×延長（上限 10 万円）
路線別補助額の合計 B		路線アイウエの合計
実績額		A 又は B のいずれか低い額

備考 A 又は B に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額を記載してください。

- 5 添付書類
- (1) 補助事業に係る契約書の写し
 - (2) 補助事業の実施に要した費用の支払を証する書類（領収書等）
 - (3) 補助事業に係る施工中及び施工後のカラー写真
 - (4) 補助事業に伴い発生した廃棄物が適法に処理されたことを明らかにする書類
 - (5) その他市長が必要と認める書類

第 9 号様式（第12条関係）

鴨川市危険ブロック塀等安全対策費補助金交付請求書

年 月 日

(宛て)
鴨川市長

請求者 住所
氏名 ⑩
電話番号 ()

年 月 日付け 第 号をもって額の確定のあった鴨川市危険ブロック塀等安全対策費補助金について、鴨川市補助金等交付規則第 15 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求額 円
- 2 振込先

金融機関名		本店・支店
口座種別	普通・当座	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		